

中国会計制度における「棚卸資産」の取り扱いについて

中国会計制度における「棚卸資産」の扱いは、基本的には日本におけるそれと同じであると考えられるが具体的な会計処理になると、とたんに日本における会計処理方法と異なった形となり、日本の会計担当者の頭を悩ますものとなっているのが現実です。そこで本稿ではその原因を探るべく実務を中心に検証してみることとする。

棚卸資産とは

1. 棚卸資産の意義

棚卸資産とは商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品等をいいこれは日本と同様である。

2. 棚卸資産の取得価額

棚卸資産の取得価額は原則として、その資産の購入代価、取得又は販売の用に供するために直接要した費用の合計額であり、これには付随費用もふくむものとされている。

また自社製造にかかる製品、半製品、仕掛品等の原価は、材料費、労務費、製造経費からなるものとされ、この点も日本と同じと考えてよい。

3. 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価はその種類、品質、型の異なるごとにおこない、原価法が原則となっている。外資企業所得税法では原価法には次のような評価方法が認められている。

・先入先出法 ・後入先出法 ・総平均法 ・移動平均法
但し一度採用した評価方法は、みだりに変更することはできない。

実地棚卸会計処理

1) 実地棚卸

棚卸資産については、定期的に実地棚卸を実施しなければならない。実地棚卸と帳簿記録とが一致しない場合には、決算においてその原因を調査し合理的な処理を行わなければならない。棚卸し減耗損及び増加益は

関連費用と調整することとなっている。

なお異常な原因による減耗損は営業外支出に計上される。但しこの点において税務当局の承認が必要となる。

2) 棚卸資産評価損

「中国企業会計準則」では、棚卸資産の陳腐化等による評価損は「棚卸資産評価引当金」として計上しなければならないとされているが、「外資企業所得税法」はこれを原則として認めていないが、「カビによる変質等」特別な場合は税務当局の承認の下に卸資産廃棄損失としてこれを認めているようである。

3) 仕掛品の評価方法

仕掛品は正式には製造業における原価計算により導きだされるものであるが、実際原価、標準原価、工程別原価など日本の原価計算基準による計算方法はほとんど認められている。即ち理論的にその計算値が説明できれば承認されるものと思われる。

原価の計算実務

A製品とB製品を製造販売しているメーカーの売上原価の仕訳処理の実際

1. 日次処理

各費目ごとに仕訳をする。

原材料 B/S	現金 B/S	5,000
労務費 (B/S)	現金 B/S	4,000
光熱費 (B/S)	現金 B/S	1,000
減価償却費 (B/S)	減価償却累計 B/S	3,000
		月次合計 13,000

2. 月次決算処理

各製品ごとに製造原価に振り替える

製造原価 (B/S)	原材料 B/S	2,000
製造原価 (B/S)	労務費 (B/S)	4,000
製造原価 (B/S)	光熱費 (B/S)	1,000
製造原価 (B/S)	減価償却費 (B/S)	3,000
		月次合計 10,000

各製品へ振り替える

A製品 B/S	製造原価 (B/S)	7,000
B製品 B/S	製造原価 (B/S)	3,000
		月額合計 10,000

以上のような仕訳処理を行う結果、月次試算表において労務費、製造費用等はすべて製品に振り替えられる。また材料はその製品に使用した分だけ B/S から製

品に振り替える会計処理方式とり、日本における会計処理方式と大きく異なるものとなり、故に中国会計には【**原価計算書が無い**】と云われることになるようである。

(横田 昭夫：記)